

公募型プロポーザル方式による手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る31年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成31年1月22日(火)

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷地域「地域交流ラボ」運営支援業務委託

(2) 事業目的

区では、地域で助け合う安全・安心な地域社会の実現に向け、従来からの町会・自治会活動はもとより、地域包括ケアの「参加と協働による地域づくり」においても様々な地域活動の取組みを進めてきている。

しかし、町会加入率の低下等、地域活動の担い手の高齢化が進み、昨今では地域人材として学生の参加を期待する声が増えてきている。

こうした状況を受け、将来的に学生の地域参加が常態化することを中長期的な目標としつつ、その契機となるよう、地域体験型ワークショップの実施により学生の地域活動に対する視点や関心を養い、今後の地域交流の実現につなげていくことを目的に本事業を実施する。

※なお、本事業の地域体験型ワークショップで学生が発案した「地域を改善する取組み」を、翌年度以降の地域活性化事業で取り組む予定。

(3) 対象

世田谷地域在住・在学の大学及び専門学校の学生等 50～60名

第一次募集(募集期間:平成30年1月7日～2月1日)については、区が行う。

(4) 委託予定業務

1) 参加学生の再募集

区が第一次募集を行った結果、本事業への参加学生が想定人員に満たなかった場合に、受託事業者が再募集を行う。

2) 地域交流ラボの運営支援

① 全体会の運営支援(全3回)

基調講演、参加学生の顔合わせ、ワークショップ等を行う全体会を円滑に運営するため、詳細な内容の企画、日程や場所等の調整、区や大学等との調整等を行う。

②分科会の運営支援(各分科会とも6～7回程度)

3つのテーマの分科会(ワークショップ、地域活動体験)を円滑に運営するため、必要な調整を行う。

〈分科会テーマ〉

テーマA:地域を元気に！～健康レシピを作ろう

(例)レシピ考案、調理実習、子ども食堂の見学体験等

テーマB:大切な人を守るために～災害のリアルを体験してみよう

(例)防災訓練等への参加、学生自ら考えた被災体験プログラム等

テーマC:オリンピックまであと1年！～地域の魅力を発信しよう

(例)まち歩き、観光スポット探索、効果的な情報発信手段の検討等

※各分科会とも参加学生10～20名程度を想定。

※分科会のテーマに応じた区職員が、それぞれの分科会に参加する。

(ア)ワークショップ

ワークショップでは、主に下記 i)～iii)の内容について、地域活動体験での経験を活かしながら学生による意見交換を実施する。受託事業者は、全体の進行管理、ファシリテーション、日程や場所の調整、区や大学等との調整等、ワークショップを円滑に運営するための各種サポートを必要に応じて行う。

i)地域課題の把握、学習

ii)地域活動体験の内容、場所等の検討

iii)学生が実践できる、地域を改善する取り組みの検討

(イ)地域活動体験

地域活動体験では、参加学生が各分科会のテーマに沿った地域活動や地域行事、イベント等に参加する。受託事業者は、各活動体験を実施するための相手方との調整、区や大学等との調整、必要物品の調達、学生へのサポート等を行う。

③活動経費

全体会における外部講師等の派遣費用や、分科会における参加学生の各種活動経費(例:物品の購入・レンタルに要する費用、体験施設の利用料・入館料、イベント参加時の保険料等)については、契約金額に含めるものとする。

④スケジュール(予定)

2019年	5月25日(土)	全体会①(基調講演+顔合わせ)
	6月～7月	地域活動体験+ワークショップ(2回程度)
	9月～10月	全体会②(全体での情報共有)
	10月～2020年1月	地域活動体験+ワークショップ(3～4回程度)
2020年	2月～3月	全体会③(各分科会の成果報告など)

⑤専門家の派遣

全体会・分科会を円滑に進めるために、必要に応じて外部講師などの専門家を派遣する。

⑥区との定期ミーティングの実施

月1回を目安として、受託事業者と区担当課とのミーティングを行う。

ミーティングの際、受託事業者は次の事項を記載した月次報告書を提出する。

- ・各分科会の運営状況(日時、場所、参加者名、内容等)
- ・各分科会の次回の日時、場所、内容等
- ・その他区が必要と求める報告等

※定期ミーティングのほか、運営上のトラブル、事故等の緊急事態が発生したときは、即時ミーティングを実施する。

3)業務報告書の提出

本事業完了後、次の事項を記載した事業完了報告書を区に提出する。

- ・事業実施報告書
- ・区が求めるその他の関係資料

2 履行期間

契約の日から平成32年(2020年)3月19日まで

3 参加資格要件

次の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たす法人であること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2)区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、次の①～④の書類を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを確認された者であること。

①「登記事項証明書」

②「法人に関する書類(定款等)」

③「会計に関する書類(直近の収支計算書等)」

④「納税証明書(法人事業税・法人税・消費税)」

(3)区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。

(4)都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

4 提案書の提出者を選定するための評価基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための審査基準

提出された提案書については、別に定める審査要領に基づき、下記①～⑤の基準により審査する。

①業務実施方針(事業内容の理解度、履行の信頼度、等)

②業務実施体制(業務担当者の経験、体制の妥当性、区との連絡体制、等)

- ③企画提案内容(説得性、実現性、問題解決手法の具体性、妥当性、等)
- ④同様の事業実績の有無、あった場合はその妥当性
- ⑤運営に要する見積経費の妥当性

6 プレゼンテーションの実施(第二次審査)

第一次審査の結果、上位4者に対して、プレゼンテーション審査を実施する(第二次審査)。なお、第一次審査の結果は全参加者にメールにて通知する。

7 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談

(世田谷区役所第3庁舎2階21番窓口)

担当:竹本、城戸

住所 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33

電話 03(5432)2818(直通)

FAX 03(5432)3031

E-mail:SEA02072@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成31年1月22日(火)～平成31年2月5日(火)

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談窓口

及び世田谷区ホームページに掲載

交付方法 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談窓口での配布

及び世田谷区ホームページ([あなたのまちの地域・地区情報](#)→[世田谷地域](#)→[世田谷地域からのお知らせ・イベント情報](#))からのダウンロード(いずれも無償配布)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 平成31年2月5日(火)午後5時まで

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談

提出方法 持参又は書留郵便(必着)

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間 平成31年2月7日(木)から

平成31年3月7日(木)午後5時まで(厳守)

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談

提出方法 持参に限る

(5)プレゼンテーションの日程

- ①開催日時:平成31年3月25日(月)
- ②開催場所:世田谷区役所第3庁舎内会議室(予定)
- ③内容:i 提案内容のプレゼンテーション(20分程度)
ii 質疑応答(10分程度)
- ④その他:集合時間及び場所等の詳細については、第一次審査通過者に対して別途通知する。

8 その他

(1)費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費について、区は一切負担しない。

(2)提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(3)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(4)契約保証金 免除

(5)契約

提案書をもとに最終的な仕様を決定し、契約する。

(6)当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無し

(7)情報公開

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(8)その他、詳細は説明書による